



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第234号 令和2年8月21日発行

目次

は県例規集登載

【規則】

番号	表題	担当課名
81	徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	農林水産総合技術支援センター

【公布された条例等のあらまし】

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第八十一号）

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日は、令和二年八月二十四日とすることとした。

徳島県規則第八十一号

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和二年八月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の一部の施行期日を定める規則

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例（令和二年徳島県条例第二十二号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和
二年八月二十四日とする。